

第 5 号議案

令和3年度（2021年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和3年度（2021年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和3年度（2021年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
（4）主な建設改良事業			
① 管渠整備費	1,540,693 千円	△ 276,525 千円	1,264,168 千円
③ 処理場改良費	1,301,828 千円	17,903 千円	1,319,731 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	12,993,501 千円	16,552 千円	13,010,053 千円
第 1 項 営業収益	6,148,834 千円	△ 2,963 千円	6,145,871 千円
第 2 項 営業外収益	6,843,696 千円	19,515 千円	6,863,211 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	12,792,046 千円	1,971 千円	12,794,017 千円
第 1 項 営業費用	11,844,163 千円	1,971 千円	11,846,134 千円

## (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,559,859千円は、減債積立金795,484千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額164,273千円、過年度損益勘定留保資金155,634千円、及び当年度損益勘定留保資金1,444,468千円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第1款 資本的収入	3,349,673 千円	△ 256,275 千円	3,093,398 千円
第1項 企業債	2,511,800 千円	△ 244,500 千円	2,267,300 千円
第2項 他会計負担金	159,258 千円	△ 12,367 千円	146,891 千円
第3項 補助金	662,784 千円	592 千円	663,376 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,934,187 千円	△ 280,930 千円	5,653,257 千円
第1項 建設改良費	2,947,256 千円	△ 280,930 千円	2,666,326 千円

## (債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりに改める。

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
鶴見川クリーンセンター改良事業 焼却炉主機デザインビルド (設計施工一括)	令和3年度から 令和7年度まで	4,950,000 千円	補正前と同じ	5,621,000 千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	1,870,800  千円	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。	1,626,300  千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和4年(2022年)3月9日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一